

浜松市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市以外が設置又は実施する市内の幼保連携型認定こども園、保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設（以下「私立保育所等」という。）における安全対策事業として、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために活用できる備品の購入等に必要な経費の一部を助成することにより、安全かつ安心な保育環境の確保の推進を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）並びにこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する認定こども園をいう。
- (2) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (3) 地域型保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (4) 認可外保育施設 法第59条の2に基づく届出を令和2年6月1日までにしている施設（認可外の居宅訪問型保育事業を除く。）をいう。

(補助事業者の要件)

第3条 補助事業者は、市税を完納した者であって、令和2年5月1日時点において私立保育所等を設置又は実施しており、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための次条に掲げる備品の購入等を行う者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、「認可保育所等設置支援事業の実施について」（令和2年5月1日子発0501第2号）の別添5に定める「保育環境改善等事業実施要項」のうち、保育環境改善等事業（安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として実施するもの）に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、安全かつ安心な保育環境を確保するために令和2年度中に要した需用費（消耗品費に限る。）、役務費（手数料に限る。）、委託料、備品購入費の各費用とする。ただし、同様の新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金を受けた費用は除くものとする。

(補助金の算定基準)

第5条 市長は、別表により算出した額を補助事業者に補助するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 市税納付・納入確同意書(第2号様式)
- (4) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (5) 暴力団排除に関する誓約書(第3号様式)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(第4号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならないこと。

また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付さ

せることがあること。

- (8) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (9) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (10) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合があること。
- (11) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条に規定する交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、これを審査し、当該申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書兼交付確定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第9条 市長は、決定通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合、第8条の決定を取り消すとともに、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合
- (3) 補助金を他の用途へ使用した場合
- (4) その他、市長が不適当と認める事由が生じた場合

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月18日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。

別表

補助対象経費	補助基準額	補助率	備考
需用費（消耗品費）、役務費（手数料）、委託料、備品購入費の各費用の合計額	1施設当たり 500,000円	10分の10	補助金額は、次のアとイを比較して、いずれか少ない額とする。ただし、算出された金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ア 補助基準額 イ 補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差引いた額

第1号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 印

交付申請書兼実績報告書

次の事業について交付を受けたいので、交付申請及び実績報告をします。

記

- 1 交付を受けようとする事業
私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業
- 2 施設の種類及び名称
- 3 交付申請及び実績報告の内容
補助金交付申請額及び実績報告額 金 円
- 4 事業の内容及び成果
- 5 収支の状況並びに補助事業により生じる収入金
収支の状況
補助事業により生ずる収入金

第2号様式

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

フリガナ

氏 名(または法人名)

_____ 印

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平・令 年 月 日 生

法人設立年月日

明・大・昭・平・令 年 月 日

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付又は納入の状況について確認することに同意します。

記

- 1 申請補助金 : 浜松市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金
- 2 市民税・県民税特別徴収義務者指定の区分(該当する区分に「 」を記載)

ア 法人全体で市民税・県民税特別徴収義務者の指定を受けている 法人の市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写しを添付	
イ 事業所単位で市民税・県民税特別徴収義務者の指定を受けている 市内の全ての事業所の市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写しを添付	

第3号様式

暴力団排除に関する誓約書

浜松市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

所在地
(誓約者) 名 称
代表者氏名

印

第4号様式

第 号
年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
名 称
代表者

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により交付決定及び交付確定を受けた浜松市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱第7条第7号の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 施設の種類及び名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要市補助金等返還相当額)

金 _____ 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

様

浜松市長

交付決定通知書兼交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業については、次のとおり交付決定及び交付確定します。

記

1 交付する事業

私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業

2 交付決定及び交付確定額 ¥ _____ 円

3 交付の条件

- (1) 補助金は、浜松市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱第7条及び「令和2年度保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（令和2年度補正予算分）分）の国庫補助について」（令和2年5月14日厚生労働省発子0514第1号）の別紙「令和2年度保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（令和2年度補正予算分）分）交付要綱」6に掲げる事項を条件として交付するものであること。
- (2) 規則及び浜松市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- (3) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (4) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (5) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (6) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。